

尼崎西宮芦屋港港湾の事業継続計画  
(港湾BCP)  
(案)

令和3年3月

尼崎西宮芦屋港港湾BCP協議会



## 目 次

1. 総則	1
1.1 尼崎西宮芦屋港港湾機能継続計画の目的	1
1.1.1 尼崎西宮芦屋港の役割	1
1.1.2 目的	1
1.2 尼崎西宮芦屋港港湾機能継続計画の基本方針	1
1.3 港湾機能継続に向けた取り組み	1
1.4 尼崎西宮芦屋港港湾BCPの実施体制	1
1.5 尼崎西宮芦屋港港湾BCPの構成	1
1.6 尼崎西宮芦屋港港湾BCP協議会 構成団体	2
2. 緊急物資輸送編	3
2.1 被害想定と回復目標	3
2.1.1 被害想定	3
2.1.2 港湾機能の回復目標	4
2.2 対応計画	7
2.2.1 概要	7
2.2.2 尼崎西宮芦屋港港湾BCPの発動	7
2.2.3 活動内容	7
2.3 応急復旧活動の行動計画と役割分担	9
2.4 応急復旧における個別の対処行動	9
2.4.1 施設の被災状況の点検	9
2.4.2 応急復旧作業の実施	9
2.4.3 緊急物資輸送体制の構築	11
2.5 事前対策	15
2.6 教育・訓練及び見直し・改善の実施計画	15
2.6.1 教育・訓練	15
2.6.2 見直し・改善の実施計画	15
2.7 その他（連絡系統図）	16
3. 幹線貨物輸送編	17
3.1 被害想定と回復目標	17
3.1.1 被害想定	17
3.1.2 港湾機能の回復目標	18
3.2 対応計画	20
3.2.1 概要	20

3.2.2	尼崎西宮芦屋港港湾BCPの発動	20
3.2.3	活動内容	20
3.3	応急復旧活動の行動計画と役割分担	21
3.4	応急復旧における個別の対処行動	21
3.4.1	施設の被災状況の点検	21
3.4.2	応急復旧作業の実施	22
3.4.3	幹線貨物輸送体制の構築	22
3.5	事前対策	26
3.6	教育・訓練及び見直し・改善の実施計画	26
3.6.1	教育・訓練	26
3.6.2	見直し・改善の実施計画	26
3.7	その他（連絡系統図）	27
	(参考) 関連計画等、兵庫県が締結している関連協定	28

## 1. 総則

### 1.1 尼崎西宮芦屋港港湾機能継続計画の目的

#### 1.1.1 尼崎西宮芦屋港の役割

尼崎西宮芦屋港は大阪湾の奥部に位置し、尼崎市、西宮市、芦屋市の地先水面、東西約10kmを港湾区域とする重要港湾である。

阪神工業地帯の物流拠点として発展し、西は神戸港、東は大阪港に隣接しており阪神淡路大震災により港湾施設等は著しい被害を受けたものの、阪神高速道路湾岸線へのアクセスの利便性等を活かした新たな産業の集積が進むなど、国内物流拠点港湾として重要な役割を担っている。

#### 1.1.2 目的

大規模地震や津波、高潮などの自然災害による被害が発生しても、尼崎西宮芦屋港の重要な機能が最低限維持できるよう、被災後に行う具体的な対応（対応計画）と、平時に行う事前対策や教育・訓練のマネジメント活動等を示し、実行することを目的とする。

### 1.2 尼崎西宮芦屋港港湾機能継続計画の基本方針

尼崎西宮芦屋港港湾機能継続計画（以下「尼崎西宮芦屋港港湾BCP」という）においては、多くの港湾関係者の役割や対応の手順、復旧に関する目標等を明確化するとともに、その実効性を確保することを基本方針とし、つぎの事項に配慮して作成した。

- ① 多くの港湾関係者が協働しつつ、迅速かつ着実に各々の役割を遂行できるよう、取り組む内容はシンプルで分かりやすく記載すること。
- ② ただし、尼崎西宮芦屋港の特性や被害状況等に応じて、柔軟な対応ができるようにすること。
- ③ 構成員が持ち合わせている情報を共有し、相互に状況を把握できる体制を構築すること。
- ④ 計画の実効性を確保するため、「尼崎西宮芦屋港港湾BCP協議会」を設置し、計画の見直し・改善等、継続的な取り組み、活動が可能な体制を構築すること。
- ⑤ こうした継続的な取り組み、活動を通じて、災害に対する備えの深化や港湾関係者間相互の信頼関係が醸成できること。

### 1.3 港湾機能継続に向けた取り組み

港湾施設の整備・保全等によるハード対策と災害時情報共有や構成員相互の連絡調整などのソフト対策の組合せにより、港湾機能の継続と被害の低減を図る。

### 1.4 尼崎西宮芦屋港港湾BCPの実施体制

港湾管理者及び港湾で活動を行う様々な関係者により、港湾BCP協議会を設置するとともに、港湾BCP協議会の構成員がBCP策定や平時のマネジメント活動の実施主体となる。

### 1.5 尼崎西宮芦屋港港湾BCPの構成

尼崎西宮芦屋港港湾BCPは、緊急物資輸送及び幹線貨物（石油製品<sup>※</sup>）輸送の早期再開を図るため、①緊急物資輸送編、②幹線貨物輸送編で構成する。

※尼崎芦屋西宮港において取扱量が多く、初期時対応として、緊急物資輸送の次に優先すべき貨物

## 1.6 尼崎西宮芦屋港港湾BCP協議会 構成団体

(順不同)

種別	団体・機関等の名称
関係団体	尼崎商工会議所
	西宮商工会議所
	ENEOS（株）尼崎油槽所
	尼崎西宮港運協会
	（一社）兵庫県建設業協会 尼崎支部
	（一社）兵庫県建設業協会 西宮支部
行政機関	国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾事務所
	国土交通省 神戸運輸監理部
	国土交通省 第五管区海上保安部 神戸海上保安部 西宮海上保安署
	尼崎市
	西宮市
	芦屋市
事務局	兵庫県県土整備部土木局港湾課 兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所

## 2. 緊急物資輸送編

大規模地震や津波、高潮発生時等において、被災者の生活及び国民生活、経済活動を維持するため、大量輸送が可能な海上からの緊急物資輸送を迅速に行う必要がある。

本編では、地震発災時や台風接近に伴う事前防災行動から緊急物資輸送の終了までを対象期間とし、緊急物資輸送に必要となる港湾機能を確保するための実施計画「緊急物資輸送編」としてとりまとめた。

### 2.1 被害想定と回復目標

#### 2.1.1 被害想定

##### 【地震・津波】

##### ①想定する災害

阪神南地域に大きな地震・津波被害を与える南海トラフ巨大地震を想定する。

##### ②被害想定

港湾施設の被害想定は以下のとおりとする。

区分		尼崎西宮芦屋港での被害想定	
地震規模		・マグニチュード9	
震度分布等	震度	・最大震度 尼崎市：6強 西宮市、芦屋市：6弱	
	津波高	・尼崎市：T.P. +4.0m ・西宮市・芦屋市：T.P. +3.7m	
港湾施設被害	揺れによる被害	水域（航路・泊地）	—
		岸壁	・耐震強化岸壁及び一部の岸壁は軽微な修復によって利用可能
		荷捌地、野積場	・液状化が発生し、岸壁と背後ヤードの間に段差が発生
		臨港道路	・主要な橋梁（西宮大橋、甲子園浜橋）は軽微な修復によって利用可能（耐震補強済み） ・液状化の影響により、広範囲で不等沈下、舗装に亀裂発生するも軽微な修復によって利用可能※
	津波による被害	水域（航路・泊地）	津波に伴い、背後地で発生した瓦礫や車両、小型船舶等が港内に漂流
		岸壁	—
		荷捌地	・ヤード上に瓦礫が散乱※
		臨港道路	・道路上に瓦礫が散乱※

出典：兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定資料

大阪湾BCP（案）検討資料

ただし（※）は港湾管理者で追記

## 【高潮】

### ①想定する災害

阪神南地域に大きな高潮被害を与えた平成30年台風21号と同等の規模を想定する。

### ②被害想定

港湾施設の被害想定は以下のとおりとする。

区分		尼崎西宮芦屋港での被害想定
最低気圧		・955hpa
潮位等	潮位	・最高潮位：T.P.+3.53m
	風速	・平均最大風速：35.2m/s（南南西）
港湾施設被害	水域（航路・泊地）	・高潮に伴い、野積み場等に存置していた貨物が港内に漂流
	岸壁	・軽微な修復によって利用可能
	荷捌地、野積み場	・高潮に伴い、港内や他港からの流出物が漂着
	臨港道路	・主要な橋梁（西宮大橋、甲子園浜橋）は軽微な修復によって利用可能 ・高潮に伴い、港内や他港からの流出物が漂着

出典：大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会資料を元に作成

## 2.1.2 港湾機能の回復目標

### ①目標設定の前提条件

港湾機能の回復目標の設定にあたっての前提条件は以下のとおりとする。

#### 【地震・津波】

- 津波警報の解除等を発災24時間後と想定する。
- 津波警報の解除等がされるまでの間に、港湾管理者は被害情報の把握に努めるとともに航路啓開及び施設被害の確認を行う範囲・対象の絞り込みなどを行う。

#### 【高潮】

- 台風説明会は、台風が最接近する48時間前に開催されることを想定する。
- 高潮警報の解除を発災24時間後と想定する。
- 高潮警報の解除等がされるまでの間に、港湾管理者は被害情報の把握に努めるとともに航路啓開及び施設復旧の範囲・対象の検討絞り込みなどを行う。

### ②回復目標の設定

被災地における緊急物資備蓄量は3日分と想定して、海上からの緊急物資輸送を早期に開始することを目標とする。このため、発災後3日以内に、最小限の海上輸送ルートを確認することを目標とし、その後、幹線貨物輸送の対応に移行するものとする。

目標時間	回復目標
発災後3日以内	○最小限の海上輸送ルートの確保※（甲子園浜）
最小限の緊急物資輸送機能の回復後早期	○幹線貨物輸送の対応に移行



幹線貨物輸送機能の回復後早期

○緊急貨物輸送ルートの拡充※（東海岸町沖地区等）

※航路、泊地、防波堤、臨港道路

## ② 復旧の優先順位の考え方

最も優先して復旧を行うのは、広域防災拠点に隣接した耐震強化物揚場（甲子園浜）とする。  
なお、同耐震強化物揚場、それに付随するアクセス機能の被害が大きい場合は、被害の軽微な他地区の岸壁等を優先して復旧を行う。

優先的に復旧すべき施設	優先的に復旧すべきルート
耐震強化物揚場（甲子園浜）	緊急物資輸送を行う耐震強化物揚場に係るルート※

※航路、泊地、防波堤、臨港道路

## ③ 耐震強化物揚場以外の施設の暫定供用等について

発災後3日以内に緊急物資輸送を開始することを最優先とし、耐震強化物揚場（甲子園浜）及びそれに付随するアクセス機能の被害が大きい場合は他の被害軽微な岸壁の暫定供用を行うなど、被害状況と緊急物資輸送の船舶の諸元にも応じた柔軟な対応を図ることとする。

なお、上記対応は尼崎西宮芦屋港内にとどまらず、必要に応じて他の港湾との連携を視野に入れた内容とする。

- 暫定供用は、緊急物資輸送船舶の船型や航路・泊地・防波堤の形状、現場条件等を踏まえ、安全が確認された時点から開始する。
- 緊急物資輸送のための暫定供用開始後も、引き続き航路啓開・被災施設の応急復旧を実施する。

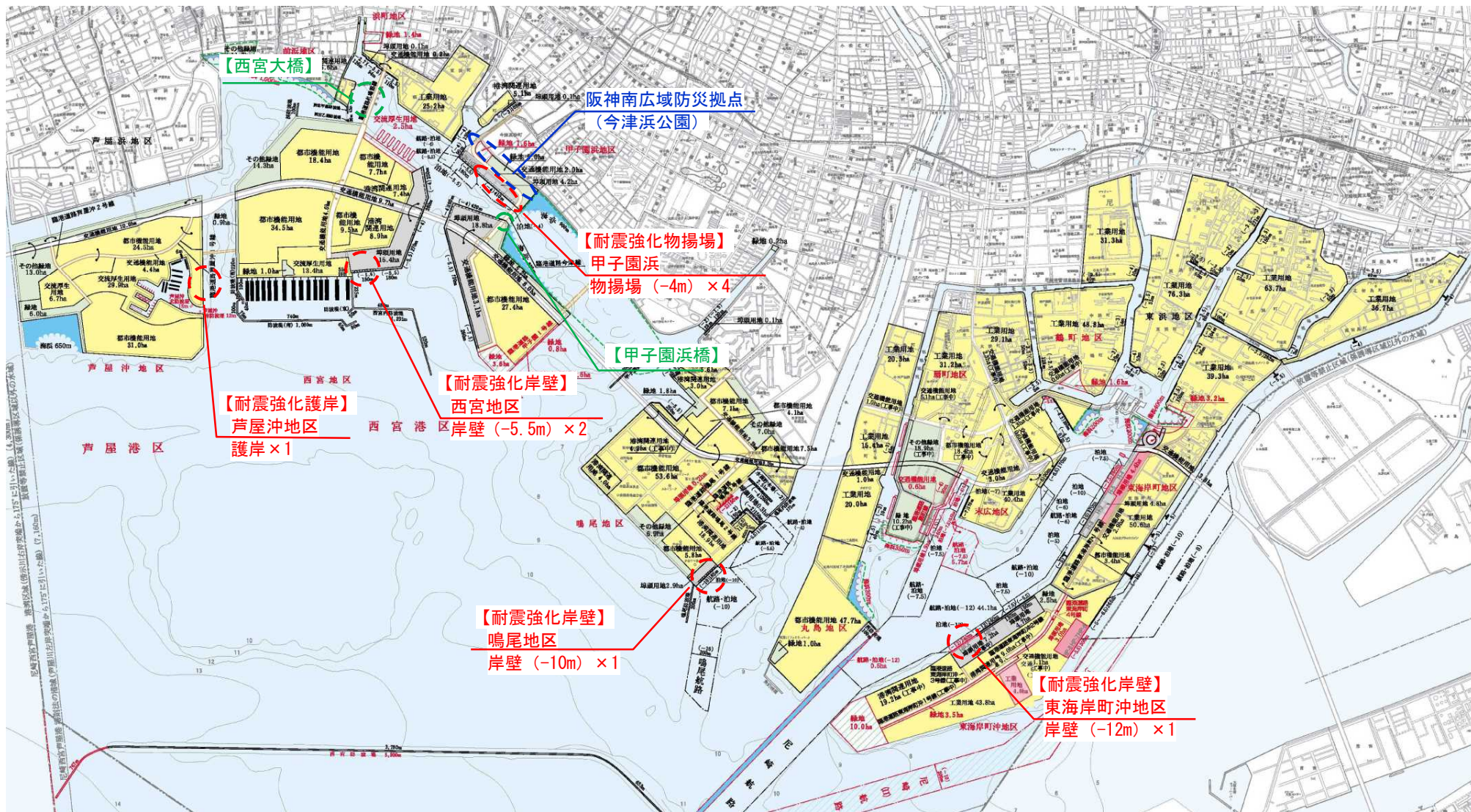


図1 阪神南広域防災拠点、尼崎西宮芦屋港の耐震強化岸壁・物揚場、護岸

## 2.2 対応計画

### 2.2.1 概要

#### 【地震・津波】

- ・ 地震及び津波発生後、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・ 安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・ 津波警報等解除後、BCPの具体の活動を実施する。被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物・瓦礫の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。

#### 【高潮】

- ・ 台風接近前など高潮による被害が想定される場合には事前防災行動を促すため、注意喚起を行う。
- ・ 高潮警報発表後、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・ 安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・ 高潮警報等解除後、被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。

### 2.2.2 尼崎西宮芦屋港港湾BCPの発動

尼崎西宮芦屋港港湾BCPの発動基準は以下のとおりとする。

#### 【地震・津波】

##### ●発動基準

- ・ 尼崎市、西宮市、芦屋市のいずれかの地域で震度6強以上の地震が発生したとき
- ・ 大阪湾に大津波警報が発表されたとき

※地震、津波時の港湾BCPは自動発令とする。

#### 【高潮】

##### ●発動基準

- ・ 台風の接近に伴い、台風説明会が開催されるなど、尼崎市、西宮市、芦屋市のいずれかの地域で高潮警報の発表が見込まれるとき

※高潮時、尼崎西宮芦屋港の港湾BCPを発動する際は、尼崎港管理事務所から各構成団体に対し、FAXで通知する。（様式1、様式2、様式3を活用）

### 2.2.3 活動内容

#### 【地震・津波】

基本的に、津波警報等が解除されるまでは、各々の水防計画等に従い行動する。

##### (1) 避難

地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守る。

##### (2) 安否確認

構成員は、各自組織の安否確認を行う。

##### (3) 体制の確立

構成員は、予め定められた情報共有体制を確立する。

#### (4) 通信手段の確保

構成員は、複数の連絡手段（衛星電話、固定電話、メール、FAX 等）により、通信手段を確保する。

### 【高潮】

#### ① 台風接近前（事前防災行動）

高潮警報の発表が見込まれる際は、関係機関が各々の役割分担に基づき以下の通り対応する。

##### (1) 注意喚起〔尼崎港管理事務所〕

高潮警報の発表が見込まれる際は、構成員に注意を促す。

##### (2) 高潮による被害軽減措置の注意喚起〔構成団体〕

各構成員は、自社並びに加入会員（港湾関連業者に限る）に対し、高潮による被害を防止・軽減するため、貨物の移動並びに固縛等の措置について注意を促す。

##### (3) 体制の確立〔尼崎港管理事務所、構成団体〕

尼崎港管理事務所並びに各構成団体は、相互に連絡をとる必要があるため、高潮被害が生じても連絡が取れる連絡先の確認を行う。

##### (4) 防潮対応〔尼崎港管理事務所、構成団体〕

尼崎港管理事務所などの操作責任者は、浸水等の被害防止のため、防潮ゲート閉鎖等の対応を行う。

#### ② 台風最接近時（高潮警報が解除されるまで）

##### (1) 避難

堤内地へ迅速に避難し身の安全を守る。

##### (2) 安否確認

構成員は、各自組織の安否確認を行う。

##### (3) 体制の確立

構成員は、予め定められた情報共有体制を確立する

##### (4) 通信手段の確保

構成員は、複数の連絡手段（衛星電話、固定電話、メール、FAX 等）により、通信手段を確保する。

#### ③ 台風通過後（高潮警報が解除された後）

明らかな被害が見込まれる場合は、構成員は、自社並びに加入会員（港湾関連業者に限る）に対し、被害状況等の報告を依頼する。なお集約した情報は、適宜尼崎港管理事務所と共有する。

## 2.3 応急復旧活動の行動計画と役割分担

応急復旧活動の行動計画と個別の対処行動は、関係機関が各々の役割分担に基づき実施する。発災後、直ちに体制構築および被災状況の把握を行った上で、発災後72時間（3日間）で、耐震強化物揚場（甲子園浜）において緊急物資の輸送を開始することを目標とし、航路啓開、防波堤、岸壁復旧および臨港道路の応急復旧活動を行う。

## 2.4 応急復旧における個別の対処行動

### 2.4.1 施設の被災状況の点検

発災直後に被害情報を入力し、被害の概要を把握する。なお、港湾施設の被災点検においては、耐震強化物揚場に関する航路・泊地、防波堤、臨港道路の被災点検を優先して行う。また、被災点検結果については、関係者間で情報共有を図る。

なお、現地調査の結果、緊急物資輸送に支障となる船舶が物揚場に着岸している場合は、離岸等を促す。

#### ■緊急物資輸送に伴う点検の役割分担

○公共港湾施設の点検（尼崎港管理事務所）

#### ■被災点検方法

○点検は主として、目視により行う。被災箇所の位置、延長、被害程度、被害状況の概略を把握する。その後、航路・泊地の深浅測量を実施し、障害物を把握する。  
（※広域的な災害で海上の調査・作業が広範囲にわたる場合は、被災状況に応じて臨機に対応する。）

#### ■被災点検内容

- （1）当該管理施設の名称及び所在地
- （2）被害の程度
- （3）滅失又は損傷の原因
- （4）応急の措置を講じた場合には、当該措置の内容
- （5）見積価格及び復旧可能なものについては復旧費見込額

### 2.4.2 応急復旧作業の実施

耐震強化物揚場（甲子園浜）に接続する航路・泊地の啓開を実施するとともに、同耐震強化物揚場及び関係する防波堤、背後ヤード、臨港道路等の応急復旧を行い、港湾機能の早期回復を図る。なお、同耐震強化物揚場、それに付随するアクセス機能の被害が大きい場合は、被害の軽微な他地区の岸壁等の機能回復を図る。

また、揚収した漂流ゴミ、海底ゴミの仮置きが可能な場所は、港湾管理者が指定する。

【参考】公共岸壁の構造形式

港区	施設名	水深 (m)	延長 (m)	構造形式
尼崎港区	東海岸町1号岸壁 (休止中)	-10.0	170	デタッチドピア
	東海岸町2号岸壁	-10.0	185	栈橋式
	東海岸町3号岸壁	-10.0	185	栈橋式
	東海岸町沖1号岸壁	-5.5	90	重力式
	東海岸町沖2号岸壁	-5.5	90	重力式
	東海岸町沖3号岸壁	-7.5	130	重力式
	東海岸町沖4号岸壁	-12.0	240	重力式
	東海岸町沖5号岸壁 (-11.0m暫定供用)	-12.0	240	重力式
西宮港区	西宮1号岸壁～7号岸壁	-5.5	630	重力式
	甲子園1号岸壁～8号岸壁	-4.0	720	重力式
	甲子園9号岸壁～10号岸壁	-5.5	260	矢板式
	浜甲子園1号岸壁～2号岸壁	-7.5	180	セル式
	鳴尾岸壁	-10.0	185	栈橋式

【参考】公共物揚場・栈橋の構造形式

港区	施設名	水深 (m)	延長 (m)	構造形式
尼崎港区	東海岸町1号物揚場	-3.0	210	矢板式
	東海岸町2号物揚場	-3.5	150	矢板式
	東海岸町3号物揚場	-3.0	420	矢板式
	鶴町物揚場	-3.5	222	矢板式
西宮港区	西宮1号物揚場～2号物揚場	-4.0	530	重力式
	今津物揚場	-3.0	109	矢板式
	甲子園1号物揚場	-4.0	90	セル式
	甲子園2号物揚場	-4.0	410	矢板式
	甲子園3号物揚場 (利用不可)	-4.0	420	重力式
	甲子園4号物揚場	-4.0	190	重力式
	鳴尾浜1号物揚場	-2.0	128	重力式
	鳴尾浜2号物揚場	-1.5	120	重力式
	鳴尾物揚場 (休止中)	-2.0	300	重力式

【参考】耐震強化護岸の構造形式 (災害時のみ使用)

港区	施設名	水深 (m)	延長 (m)	構造形式
芦屋港区	南芦屋浜東護岸 (フリーゾーン東側護岸)	—	135	

## ■役割分担\*

### ①深浅測量（事前測量、確認測量）

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の深浅測量を実施する。

実施主体（緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所  
港内の航路・泊地：原則として港湾管理者）

### ②浮遊物除去作業

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の浮遊物除去作業を実施する。

実施主体（緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所  
港内の航路・泊地：原則として港湾管理者）

### ③航路啓開（沈降物等の確認・撤去など）

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の沈降物除去作業を実施する。

実施主体（緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所  
港内の航路・泊地：港湾管理者）

※広域的な災害で海上の調査・作業が広範囲にわたる場合は、被災状況に応じて臨機に対応する。

## ■関係機関との連携

### ④臨港道路啓開

臨港道路管理者と各道路管理者が啓開作業を実施する。

実施主体（兵庫国道事務所、兵庫県、尼崎市、西宮市、芦屋市、阪神高速道路（株）、  
兵庫県建設業協会西宮支部、兵庫県建設業協会尼崎支部）  
（※協力を得る関係団体を含む。）

## 2.4.3 緊急物資輸送体制の構築

緊急物資受け入れのために必要な態勢を整える。

また、港湾荷役関係者等の協力を得て作業可能な集積ヤードを確保する。

### ■耐震強化物揚場における緊急物資輸送船舶の受け入れ準備

- ・ 緊急物資輸送船舶が入港、着岸してから直ちに荷役が行えるよう体制を構築する。
- ・ 緊急物資輸送船舶の着岸を支援するための、着岸位置の標示や綱取りが実施できる体制を構築する。
- ・ 緊急物資輸送船舶が着岸した後、直ちに荷さばきを開始できる体制を構築する。

実施主体（尼崎西宮港運協会、兵庫県トラック協会、兵庫県倉庫協会、港湾管理者）

	目標時間			関係者の役割														連携 道路管理者		
	水防活動	BCP活動		兵庫 県※2	国土 交通 省港 湾局 等※3	近畿 地方 整備 局等 ※4	神戸 運輸 監理 部	国土 交通 省第 五管 区海 上保 安本 部等 ※5	尼崎 市	西宮 市	芦屋 市	商工 会議 所 (尼 崎、 西宮)	災害 協定 団体 (建 設業 協会 等)※6	尼崎 西宮 港運 送協 会	※7 災害 協定 団体 (近 畿旅 客船 協会 等)	災害 協定 団体 (兵 庫ト ラク ク協 会)	災害 協定 団体 (県 倉庫 協会)			
	発災～24時間	24時間～72時間	72時間～																	
応急復旧活動	体制設置	体制構築、被災情報の収集 被災情報の収集被害想定※		◎	○	◎	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	航路啓開	①尼崎西宮芦屋港に接続する緊急確保航路の啓開		△		◎		○												
		②耐震強化物揚場に接続する港湾区域内の啓開		◎		△	△	○						○						
		○その他利用可能な岸壁に接続する港内水域の啓開		◎		△	△	○						○						
	防波堤・岸壁復旧	○防波堤・耐震強化物揚場の被災状況調査		◎	△	△								○						
		③防波堤・耐震強化物揚場の応急復旧																		
		○耐震強化物揚場の背後ヤードの被災状況調査		◎	△	△									○					
		④耐震強化物揚場の背後ヤードの応急復旧																		
	臨港道路	⑤耐震強化物揚場に接続する臨港道路の啓開		◎										○						△
		○その他利用可能な岸壁に接続する臨港道路の啓開		◎										○						
○その他利用可能な背後ヤードの応急復旧		◎		△									○							
道路啓開	⑥内陸道路の啓開（臨港道路以外）			△					◎	◎	◎		○						◎	
連携 緊急物資輸送活動	⑦緊急物資の海上輸送		◎		△	○								○	○					
	⑧緊急物資の港湾荷役		◎			○								○						
	⑨緊急物資の陸上輸送		◎			○			△	△	△						○	○	△	

※1、津波警報解除等により海上作業の安全生が確保された後に、現地作業を開始する。  
 ※2、災害対策本部、港湾課、尼崎港管理事務所を示す。  
 ※3、水管理・国土保全局を含む。  
 ※4、神戸港湾事務所を含む。  
 ※5、国土交通省第五管区海上保安本部神戸海上保安部西宮海上保安署を含む。  
 ※6、(一社)兵庫建設業協会尼崎支部、西宮支部、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)日本海上機重技術協会近畿支部、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本潜水協会、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会を含む。  
 ※7、神戸旅客線協会、日本マリナービーチ協会を含む。

【凡例】◎…主導的役割を担う主体（幹事役）  
 ○…主導的役割を担う主体  
 △…協議・調整の対象となる主体

表1 尼崎西宮芦屋港における行動計画と役割分担（地震・津波発生時）



	目標時間				関係者の役割													連絡 道路管理者							
	BCP活動		水防活動		BCP活動		兵庫県※2	等※3	国土交通省港湾局	※4 近畿地方整備局等	神戸運輸監理部	※5 国土交通省第五管区海上保安本部等	尼崎市	西宮市	芦屋市	設業協会等※6	(尼崎、西宮) 商工会議所		尼崎西宮港運協会	※7 災害協定団体(近畿旅客船協会等)	災害協定団体(兵庫県トラック協会)	災害協定団体(県倉庫協会)	災害協定団体(県)		
	48時間前～警報発表	高潮警報発令～24時間	24時間～72時間	72時間～																					
(事前防災行動) 台風接近前	BCP発動	I、尼崎港港湾BCP発動の連絡					◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△			
	注意喚起	II、注意喚起					◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△			
	体制設置	III、体制構築、被災情報の収集、被害想定※					◎	○	◎	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
通過後 台風	被害状況報告			IV、被害状況の報告・共有			◎	○	○	△	○	△	△	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△		
応急復旧活動	航路啓開	①尼崎西宮芦屋港に接続する緊急確保航路の啓開					△		◎		○														
		②耐震強化物揚場に接続する港湾区域内の啓開					◎		△	△	○					○									
		○その他利用可能な岸壁に接続する港内水域の啓開					◎		△	△	○					○									
	防波堤・岸壁復旧	○防波堤・耐震強化物揚場の被災状況調査		③防波堤・耐震強化物揚場の応急復旧				◎	△	△						○									
		○耐震強化物揚場の背後ヤードの被災状況調査		④耐震強化物揚場の背後ヤードの応急復旧				◎	△	△						○									
																○									
																○									
																○									
道路啓開	⑤耐震強化物揚場に接続する臨港道路の啓開						◎								○								△		
	⑥内陸道路の啓開(臨港道路以外)						△						◎	◎	◎	○							◎		
連携	緊急物資輸送活動	⑦緊急物資の海上輸送					◎		△	○								○	○						
		⑧緊急物資の港湾荷役					◎			○									○						
		⑨緊急物資の陸上輸送					◎				○		△	△	△							○	○	△	

※1、津波警報解除等により海上作業の安全が確保された後に、現地作業を開始する。  
 ※2、災害対策本部、港湾課、尼崎港管理事務所を示す。  
 ※3、水管理・国土保全局を含む。  
 ※4、神戸港湾事務所を含む。  
 ※5、国土交通省第五管区海上保安本部神戸海上保安部西宮海上保安署を含む。  
 ※6、(一社)兵庫県建設業協会尼崎支部、西宮支部、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)日本海上機重技術協会近畿支部、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本潜水協会、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会を含む。  
 ※7、神戸旅客協会、日本マリナービーチ協会を含む。

【凡例】◎…主導的役割を担う主体(幹事役)  
 ○…主導的役割を担う主体  
 △…協議・調整の対象となる主体

表2 尼崎西宮芦屋港における行動計画と役割分担(高潮発生時)

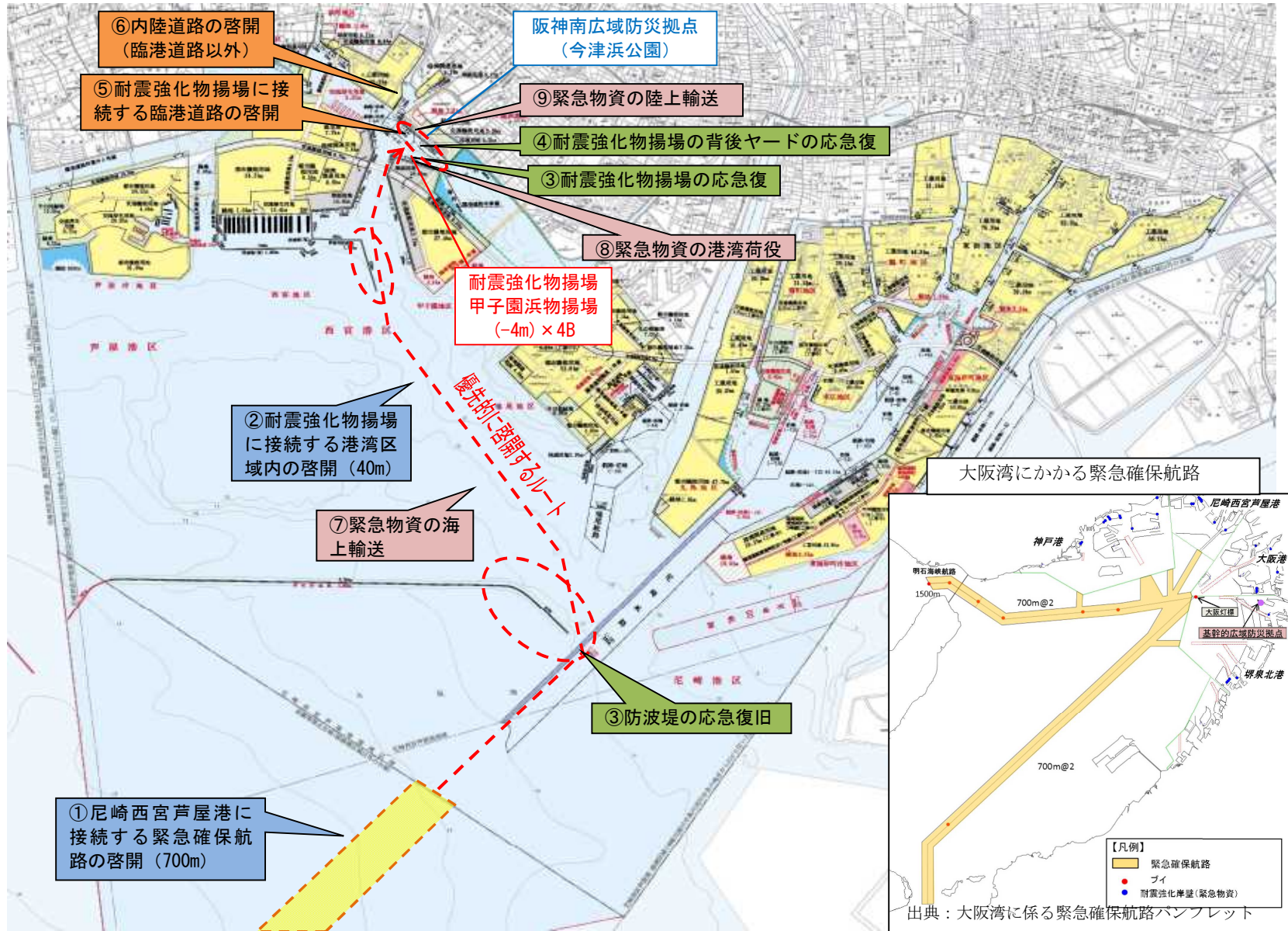


図2 尼崎西宮芦屋港の港湾施設の応急復旧における対処行動の全体像

※①～⑨・着色については表1で示した行動計画

## 2.5 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、協議会は次表の取り組みに努める。

表2 事前対策

区分	項目	対策	実施機関
初動時の円滑化	通信手段の確保	尼崎西宮芦屋港港湾BCP協議会構成団体の連絡体制等の更新を行う。	協議会
	応急復旧方針の事前整理	応急復旧方針として決定すべき事項と決定の手順を整理する。	港湾管理者
	港湾BCPの改訂	最新の知見や訓練結果等を踏まえ、尼崎西宮芦屋港港湾BCPを改訂する。	協議会
	教育・訓練の実施	尼崎西宮芦屋港港湾BCPを確認し、異動等に対応した教育を行う。	協議会及び構成員

## 2.6 教育・訓練及び見直し・改善の実施計画

### 2.6.1 教育・訓練

①対象者が知識として既知であることを実際に体験させることにより身体感覚で覚えさせること、②手順化できない事項に対して適切な判断と意思決定をくだせる能力を鍛えること、③尼崎西宮芦屋港港湾BCPを検証し、改善することを目的に、表3に示す教育・訓練を定期的実施する。

なお、如何なる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要であり、教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育に努める。

表3 尼崎西宮芦屋港で実施する教育・訓練

教育・訓練の種類	概要	対象者	頻度
初動時円滑化の為の教育	尼崎西宮芦屋港港湾BCPや防災対策の最新知識の習得を目指した教育	協議会及び構成員	年1回
初動対応に係る情報伝達訓練	情報伝達訓練等の実施	協議会及び構成員	年1回

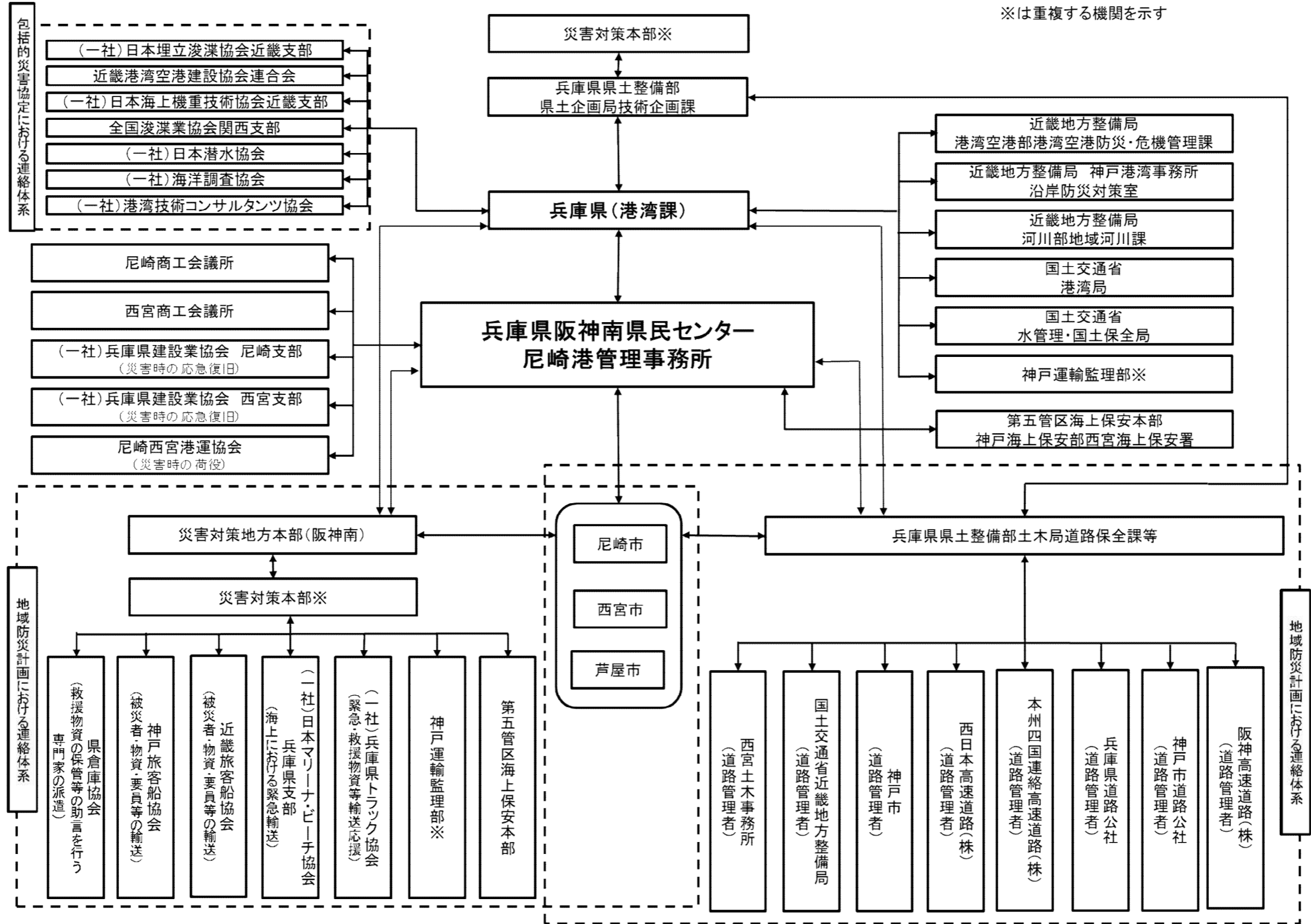
### 2.6.2 見直し・改善の実施計画

尼崎西宮芦屋港港湾BCPについては、表4を基本として、協議会が見直し・改善を行う。

表4 尼崎西宮芦屋港港湾BCPの見直し・改善の実施時期

項目	頻度あるいは実施時期	備考
有効性の確認に基づく更新	年1回	
連絡体制等の更新	異動等の都度	
想定等の更新	新たな知見、リスクが認められた時点	

## 2.7 尼崎西宮芦屋港港湾BCP 連絡体系図



### 3. 幹線貨物輸送編

大規模地震や津波、高潮発生時等において、緊急車両、商業車両、自家用車等に対して燃料を安定的に供給するため、大量輸送が可能な海上からの幹線貨物（石油製品）輸送を迅速に行う必要がある。

本編では、地震発災時または台風接近に伴う事前防災行動から、幹線貨物（石油製品）の入出荷業務が再開される時期を対象期間とし、海上からの幹線貨物（石油製品）輸送に必要な港湾機能を確保するための実施計画「幹線貨物輸送編」としてとりまとめた。

#### 3.1 被害想定と回復目標

##### 3.1.1 被害想定

###### 【地震・津波】

###### ①想定する災害

阪神南地域に大きな地震・津波被害を与える南海トラフ巨大地震を想定する。

###### ②被害想定

油槽所の被害想定は以下のとおりとする。

区分		尼崎西宮芦屋港での被害想定	
地震規模		・マグニチュード9	
震度分布等	震度	・最大震度 尼崎市：6強	
	津波高	・尼崎市：T.P.+4.0m ・西宮市・芦屋市：T.P.+3.7m	
油槽所被害	揺れによる被害	水域（航路・泊地）	—
		護岸・棧橋	—
		臨港道路	・液状化の影響により、広範囲で不等沈下、舗装に亀裂発生するも軽微な修復によって利用可能※
	津波による被害	水域（航路・泊地）	津波に伴い、背後地で発生した瓦礫や車両、小型船舶等が港内に漂流
		護岸・棧橋	・被害の恐れあり
		臨港道路	・道路上に瓦礫が散乱※

出典：兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定資料

海溝型地震時の大阪湾BCPのための活動指針（案）

油槽所BCP入出荷業務再開手順書（案）

ただし（※）は港湾課で追記

###### 【高潮】

###### ①想定する災害

阪神南地域に大きな高潮被害を与えた平成30年台風21号と同等の規模を想定する。

###### ②被害想定

港湾施設の被害想定は以下のとおりとする。

区分		尼崎西宮芦屋港での被害想定
最低気圧		・955hpa
潮位等	潮位	・最高潮位：T.P.+3.53m
	風速	・平均最大風速：35.2m/s（南南西）
港湾施設被害	水域（航路・泊地）	・高潮に伴い、野積場等に存置していた貨物が港内に漂流
	護岸・棧橋	・軽微な修復によって利用可能

	荷捌地、野積場	・高潮に伴い、港内や他港からの流出物が漂着
	臨港道路	・主要な橋梁（西宮大橋、甲子園浜橋）は軽微な修復によって利用可能 ・高潮に伴い、港内や他港からの流出物が漂着

出典：大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会資料を元に作成

### 3.1.2 港湾機能の回復目標

#### ①目標設定の前提条件

港湾機能の回復目標の設定にあたっての前提条件は以下のとおりとする。

#### 【地震・津波】

- 津波警報の解除等を発災24時間後と想定する。（兵庫県応急行動シナリオ全体図より）
- 緊急物資輸送機能の回復にかかる最小限の海上輸送ルートの確保後、幹線貨物輸送への対応を行う。

#### 【高潮】

- 台風説明会は、台風が最接近する48時間前に開催されることを想定する。
- 高潮警報の解除を発災24時間後と想定する。
- 緊急物資輸送機能の回復にかかる最小限の海上輸送ルートの確保後、幹線貨物輸送への対応を行う。

#### ②回復目標の設定

最小限の緊急物資輸送機能の回復後、早期に海上から幹線貨物（石油製品）輸送を開始し、迅速かつ的確に入出荷業務を再開することを目標とする。

目標時間	回復目標
最小限の緊急物資輸送機能の回復後早期	幹線貨物（石油製品）海上輸送ルート※の確保

※航路、泊地、防波堤

#### ③復旧の優先順位の考え方

最も優先して復旧を行うのは、尼崎西宮芦屋港において幹線貨物（石油製品）の取扱量が多いENEOS施設とする。

優先的に確保すべき施設	優先的に復旧すべきルート
ENEOS施設	幹線貨物（石油製品）輸送を行う施設にかかるルート※

※航路、泊地、防波堤、臨港道路

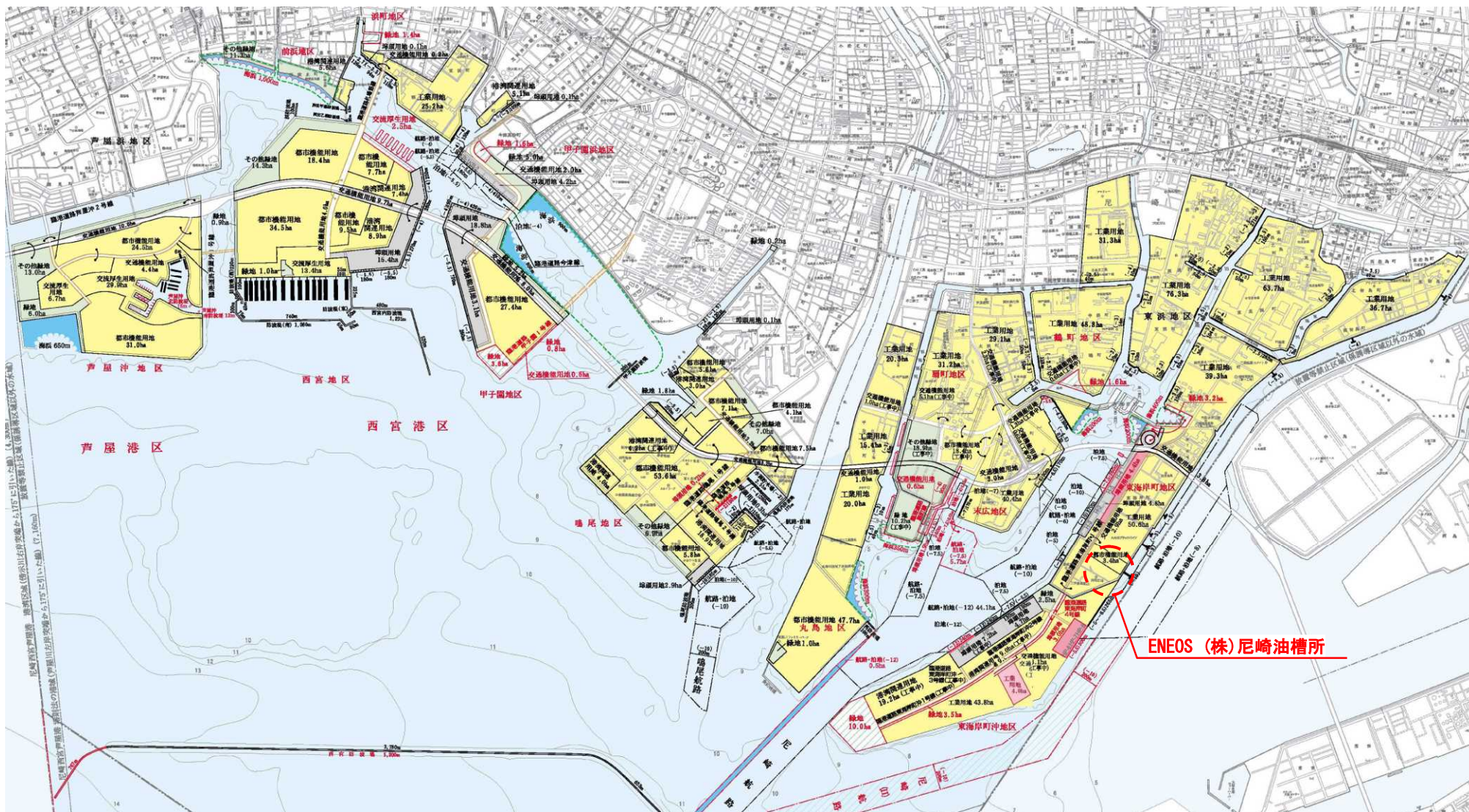


図3 幹線貨物輸送編で対象とする油槽所

## 3.2 対応計画

### 3.2.1 概要

#### 【地震・津波】

- ・ 地震及び津波発生後、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・ 安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・ 津波警報等解除後、尼崎西宮芦屋港港湾BCPを実施する。被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物・瓦礫の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。

#### 【高潮】

- ・ 台風接近前など高潮による被害が予想される場合には、事前防災行動を促すため、注意喚起する。
- ・ 高潮警報発表後、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・ 安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・ 高潮警報等解除後、被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。

### 3.2.2 尼崎西宮芦屋港港湾BCPの発動

尼崎西宮芦屋港港湾BCPの発動基準は以下のとおりとする。

#### 【地震・津波】

##### ●発動基準

- ・ 尼崎市、西宮市、芦屋市のいずれかの地域で震度6強以上の地震が発生したとき
- ・ 大阪湾に大津波警報が発表されたとき

※地震、津波時の港湾BCPは自動発動とする。

#### 【高潮】

##### ●発動基準

- ・ 台風の接近に伴い、台風説明会が開催されるなど、尼崎市、西宮市、芦屋市のいずれかの地域で高潮警報の発表が見込まれるとき

※高潮時、尼崎西宮芦屋港の港湾BCPを発動する際は、尼崎港管理事務所から各構成団体に対し、FAXで通知する。（様式1、様式2、様式3を活用）

### 3.2.3 活動内容

基本的に、津波警報等が解除されるまでは、各々の水防計画等に従い行動する。  
ENEOS（株）尼崎油槽所においては、自社が作成した「油槽所BCP入出荷業務再開手順書（案）」等に従い行動する。

#### 【地震・津波】

##### (1) 避難

地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守る。

##### (2) 安否確認

構成員は、各自組織の安否確認を行う。

##### (3) 体制の確立

構成員は、予め定められた情報共有体制を確立する。

##### (4) 通信手段の確保

構成員は、複数の連絡手段（衛星携帯電話、固定電話、メール、FAX等）により、通信手段を確保する。



## 【高潮】

### ① 台風接近前（事前防災行動）

高潮警報の発表が見込まれる際は、関係機関が各々の役割に基づき以下の通り対応する。

#### (1) 注意喚起〔尼崎港管理事務所〕

高潮警報の発表が見込まれる際は、構成員に注意を促す。

#### (2) 高潮による被害軽減措置の注意喚起〔構成団体〕

各構成員は、自社並びに加入会員（港湾関連業者に限る）に対し、高潮による流出・火災等を防止・軽減するため、貨物の移動並びに固縛等の措置について注意を促す。

#### (3) 体制の確立〔尼崎港管理事務所、構成団体〕

尼崎港管理事務所並びに各構成団体は、相互に連絡をとる必要があるため、高潮被害が生じて連絡が取れる連絡先の確認を行う。

#### (4) 防潮対応〔尼崎港管理事務所、構成団体〕

尼崎港管理事務所など操作責任者は、浸水等の被害防止のため、防潮ゲート閉鎖等の対応を行う。

### ② 台風最接近時（高潮警報が解除されるまで）

#### (1) 避難

堤内地へ迅速に避難し身の安全を守る。

#### (2) 安否確認

構成員は、各自組織の安否確認を行う。

#### (3) 体制の確立

構成員は予め定められた情報共有体制を確立する。

#### (4) 通信手段の確保

構成員は、複数の連絡手段（衛星電話、固定電話、メール、FAX 等）により、通信手段を確保する。

### ③ 台風通過後（高潮警報が解除された後）

明らかな被害が見込まれる場合は、構成員は、自社並びに加入会員（港湾関連業者に限る）に対し、被害状況等の報告を依頼する。なお集約した情報は、適宜尼崎港管理事務所と共有する。

## 3.3 応急復旧活動の行動計画と役割分担

応急復旧活動の行動計画と個別の対処行動は、関係機関等が各々の役割分担に基づき実施する。発災後、直ちに体制構築および被災状況の把握を行った上で、航路啓開や関係する防波堤、ENEOS施設の応急復旧活動を行う。最小限の緊急物資輸送機能の回復後早期に海上輸送ルートを確保することを目標とする。

## 3.4 応急復旧における個別の対処行動

### 3.4.1 施設の被災状況の点検

発災直後に被害情報を入手し、被害の概要を把握する。なお、港湾施設の被災点検においては、最小限の緊急物資輸送機能の回復後、ENEOS施設に接続する航路・泊地の被災点検を優先して行う。また、被災点検結果については、関係者間で情報共有を図る。

#### ■ 幹線貨物輸送に伴う点検の役割分担

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○航路・泊地、防波堤の点検（尼崎港管理事務所）</li><li>○ENEOS施設の点検（ENEOS(株)尼崎油槽所）</li></ul> |
|--|

## ■被災点検方法

- 航路・泊地の深浅測量を実施し、障害物を把握する。
- 防波堤の点検は主として、目視とする。被災箇所の位置、延長、被害程度、被害状況の概略を把握する。
- ENEOS施設については、ENEOS（株）尼崎油槽所が作成した「油槽所BCP入出荷業務再開手順書（案）」等による。

### 3.4.2 応急復旧作業の実施

緊急物資輸送機能の回復にかかる最小限の海上輸送ルートの確保後、ENEOS施設に接続する航路・泊地の啓開を実施するとともに、関係する防波堤や同施設に接続する臨港道路の応急復旧を行い、港湾機能の早期回復を図る。

#### ■役割分担\*

##### ①深浅測量（事前測量、確認測量）

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の深浅測量を実施する。

実施主体（緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所  
港内の航路・泊地：原則として、港湾管理者  
（主たる受益者と協議調整のうえ実施）

##### ②浮遊物除去作業

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の浮遊物除去作業を実施する。

実施主体（緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所  
港内の航路・泊地：原則として、港湾管理者  
（主たる受益者と協議調整のうえ実施）

##### ③航路啓開（沈降物等の確認・撤去など）

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の啓開作業を実施する。

実施主体（緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所、  
港内の航路・泊地：港湾管理者、ENEOS（株）

※広域的な災害で海上での調査・作業が広範囲にわたる場合は、被災状況に応じて臨機に対応する。

#### ■関係機関との連携

##### ④臨港道路啓開

臨港道路管理者と各道路管理者が啓開作業を実施する。

実施主体（尼崎港管理事務所、兵庫国道事務所、兵庫県、尼崎市、西宮市、芦屋市、阪神高速道路（株）、兵庫県建設業協会西宮支部、兵庫県建設業協会尼崎支部（※協力を得る関係団体を含む。）

### 3.4.3 幹線貨物輸送体制の構築

ENEOS（株）尼崎油槽所は、幹線貨物（石油製品）受け入れのために必要な態勢を整える。

#### ■ENEOS施設における幹線貨物（石油製品）輸送船舶の受け入れ準備

- ・ 幹線貨物輸送船舶が入港、着岸してから直ちに荷役が行えるよう体制を構築する。
- ・ 幹線貨物輸送船舶の着岸を支援するための、着岸位置の標示や綱取りが実施できる体制を構築する。
- ・ 幹線貨物輸送船舶が着岸した後、直ちに荷さばきが開始できる体制を構築する。

	発災～24時間	目標時間			関係者の役割分担											連携 道路管理者				
		24時間～72時間	72時間～		兵庫 県※2	等※3 国土 交通 省港 湾局	※4 近畿 地方 整備 局等	神戸 運 輸 監 理 部	※5 区 海 上 保 安 本 部 等	国 土 交 通 省 第 五 管	尼 崎 市	西 宮 市	芦 屋 市	設 業 協 会 等 ※6 建 設	災 害 協 定 団 体 （ 建 設		尼 崎 油 槽 所 （ 株 ）	尼 崎 商 工 会 議 所	西 宮 商 工 会 議 所	
応急復旧活動	体制設置	体制構築、被災情報の収集被災情報の収集被害想定※1			◎	○	◎	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	航路啓開		①尼崎西宮芦屋港に接続する緊急確保航路の啓開		△		◎		○											
			②幹線貨物(燃料)の輸送に必要な棧橋に接続する航路の啓開		◎		△	△	○						○	○				
			③幹線貨物(燃料)の輸送に必要な棧橋に関する防波堤の被災状況調査・応急復旧		◎	△	△									○				
	防波堤・岸壁復旧	発災	津波警報の解除等(想定)	③幹線貨物(燃料)の取扱棧橋の応急復旧		△										◎	△	△		
				④幹線貨物(燃料)取扱施設の応急復旧		△											◎	△	△	
⑤幹線貨物(燃料)取扱施設に接続する臨港道路の啓開					◎										○					
連携	幹線貨物輸送活動	緊急物資輸送開始	⑥内陸道路の啓開(臨港道路以外)		△						◎	◎	◎	○					◎	
			⑦幹線貨物(燃料)の海上輸送				△	○	△							◎				
			⑧幹線貨物(燃料)の港湾荷役					○								◎				
			⑨幹線貨物(燃料)の陸上輸送					○						◎	△	△				

※1、津波警報解除等により海上作業の安全性が確認された後に、現地作業を開始する。  
 ※2、港湾課、尼崎港管理事務所を示す。  
 ※3、水管理・国土保全局を含む。  
 ※4、神戸港湾事務所を含む。  
 ※5、国土交通省第五管区海上保安本部神戸海上保安部西宮海上保安署を含む。  
 ※6、(一社)兵庫県建設業協会尼崎支部、西宮支部、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)日本海上機重技術協会近畿支部、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本潜水協会、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会を含む。

【凡例】◎…主導的役割を担う主体(幹事役)  
 ○…主導的役割を担う主体  
 △…協議・調整の対象となる主体

表5 尼崎西宮芦屋港における行動計画と役割分担(地震津波発生時)

■ 幹線貨物輸送編【高潮】

	BCP活動	水防活動	目標時間				関係者の役割														連携 道路管理者	
			48時間前～警報発表	高潮警報発令～24時間	24時間～72時間	72時間～	兵庫県※2	3 国土交通省港湾局等※	※4 近畿地方整備局等	神戸運輸監理部	国土交通省第五管区海上保安本部等※5	尼崎市	西宮市	芦屋市	災害協定団体（建設業協会等）※6	ENEOS（株） 尼崎油槽所	（尼崎、西宮） 商工会議所	尼崎西宮港運協会	災害協定団体（近畿旅客船協会等）※7	災害協定団体（兵庫県トラック協会）		災害協定団体（県倉庫協会）
事前 防近前 （台 風接 近前）	BCP発動	I、尼崎港港湾BCP発動の連絡					◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	注意喚起	II、注意喚起					◎	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△		
	体制設置	III、体制構築、被災情報の収集、被害想定※1					◎	○	◎	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
通過 後 （台 風）	被害状況報告			IV、被害状況の報告・共有		◎	○	○	△	○	△	△	△	◎	◎	◎	◎	△	△	△		
応急 復旧 活動	航路啓開			①尼崎西宮芦屋港に接続する緊急確保航路の啓開		△		◎		○												
	防波堤・岸壁復旧	高潮警報が発令される見込み（想定）	高潮警報発令	高潮警報の解除等（想定）	緊急物資輸送開始	②幹線貨物（燃料）の輸送に必要な棧橋に接続する航路の啓開	◎		△	△	○			○	○							
						③幹線貨物（燃料）の輸送に必要な棧橋に係る防波堤の被災状況調査・応急復旧	◎	△	△				○									
						③幹線貨物（燃料）の取扱棧橋の応急復旧	△											◎	△	△		
	臨港道路					④幹線貨物（燃料）取扱施設の応急復旧	△											◎	△	△		
⑤幹線貨物（燃料）取扱施設に接続する臨港道路の啓開						◎																
道路啓開			⑥内陸道路の啓開（臨港道路以外）			△					◎	◎	◎	○						◎		
連携	緊急物資輸送活動				緊急物資輸送開始	⑦幹線貨物（燃料）の海上輸送			△	○	△				◎							
						⑧幹線貨物（燃料）の港湾荷役				○					◎							
						⑧幹線貨物（燃料）の陸上輸送					○				◎	△						

※1、津波警報解除等により海上作業の安全生が確保された後に、現地作業を開始する。  
 ※2、災害対策本部、港湾課、尼崎港管理事務所を示す。  
 ※3、水管理・国土保全局を含む。  
 ※4、神戸港湾事務所を含む。  
 ※5、国土交通省第五管区海上保安本部神戸海上保安部西宮海上保安署を含む。  
 ※6、（一社）兵庫県建設業協会尼崎支部、西宮支部、（一社）日本埋立浚渫協会近畿支部、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）日本海上機重技術協会近畿支部、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本潜水協会、（一社）海洋調査協会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会を含む。

【凡例】◎…主導的役割を担う主体（幹事役）  
 ○…主導的役割を担う主体  
 △…協議・調整の対象となる主体

表6 尼崎西宮芦屋港における行動計画と役割分担（高潮発生時）

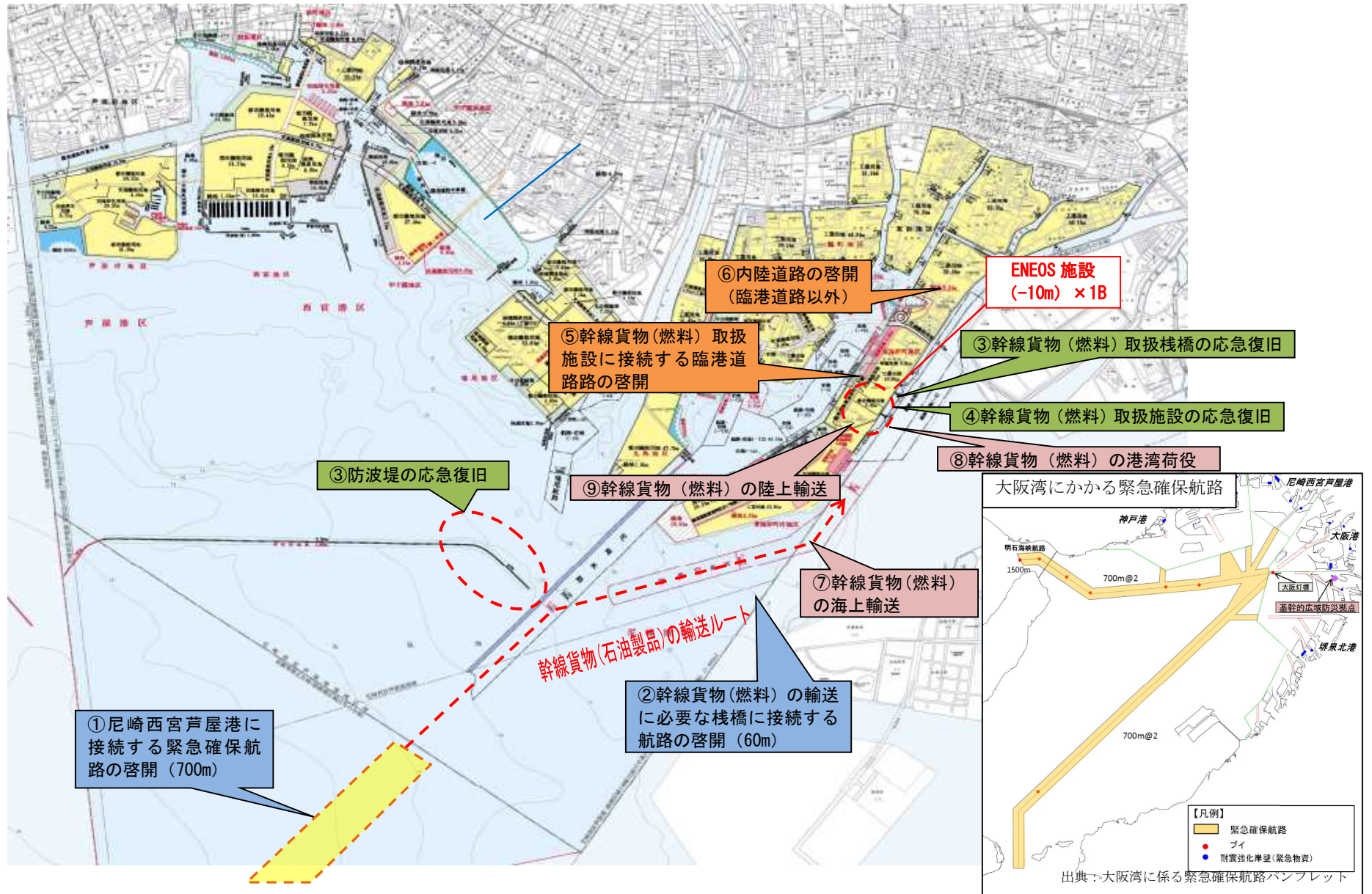


図4 尼崎西宮芦屋港の港湾施設の応急復旧における対処行動の全体像

※①～⑨・着色については表5で示した行動計画

### 3.5 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、協議会は次表の取り組みに努める。

表7 事前対策

区分	項目	対策	実施機関
初動時の円滑化	通信手段の確保	尼崎西宮芦屋港港湾BCP協議会構成団体の連絡体制等の更新を行う。	協議会
	応急復旧方針の事前整理	応急復旧を想定し、復旧の優先度や手順について事前に整理する。	港湾管理者・ENEOS(株) 尼崎油槽所
	港湾BCPの改訂	最新の知見や訓練結果等を踏まえ、尼崎西宮芦屋港港湾BCPを改訂する。	協議会
	教育・訓練の実施	尼崎西宮芦屋港港湾BCPを確認し、異動等に対応した教育を行う。	協議会及び構成員

### 3.6 教育・訓練及び見直し・改善の実施計画

#### 3.6.1 教育・訓練

①対象者が知識として既に知っていることを実際に体験させることにより身体感覚で覚えさせること、②手順化できない事項に対して適切な判断と意思決定をくだせる能力を鍛えること、③尼崎西宮芦屋港港湾BCPを検証し、改善することを目的に、表8に示す教育・訓練を定期的の実施する。

なお、如何なる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要であり、教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育に努める。

表8 尼崎西宮芦屋港で実施する教育・訓練

教育・訓練の種類	概要	対象者	頻度
初動時円滑化の為の教育	尼崎西宮芦屋港港湾BCPや防災対策の最新知識の習得を目指した教育	協議会及び構成員	年1回
初動対応に係る情報伝達訓練	情報伝達訓練等の実施	協議会及び構成員	年1回

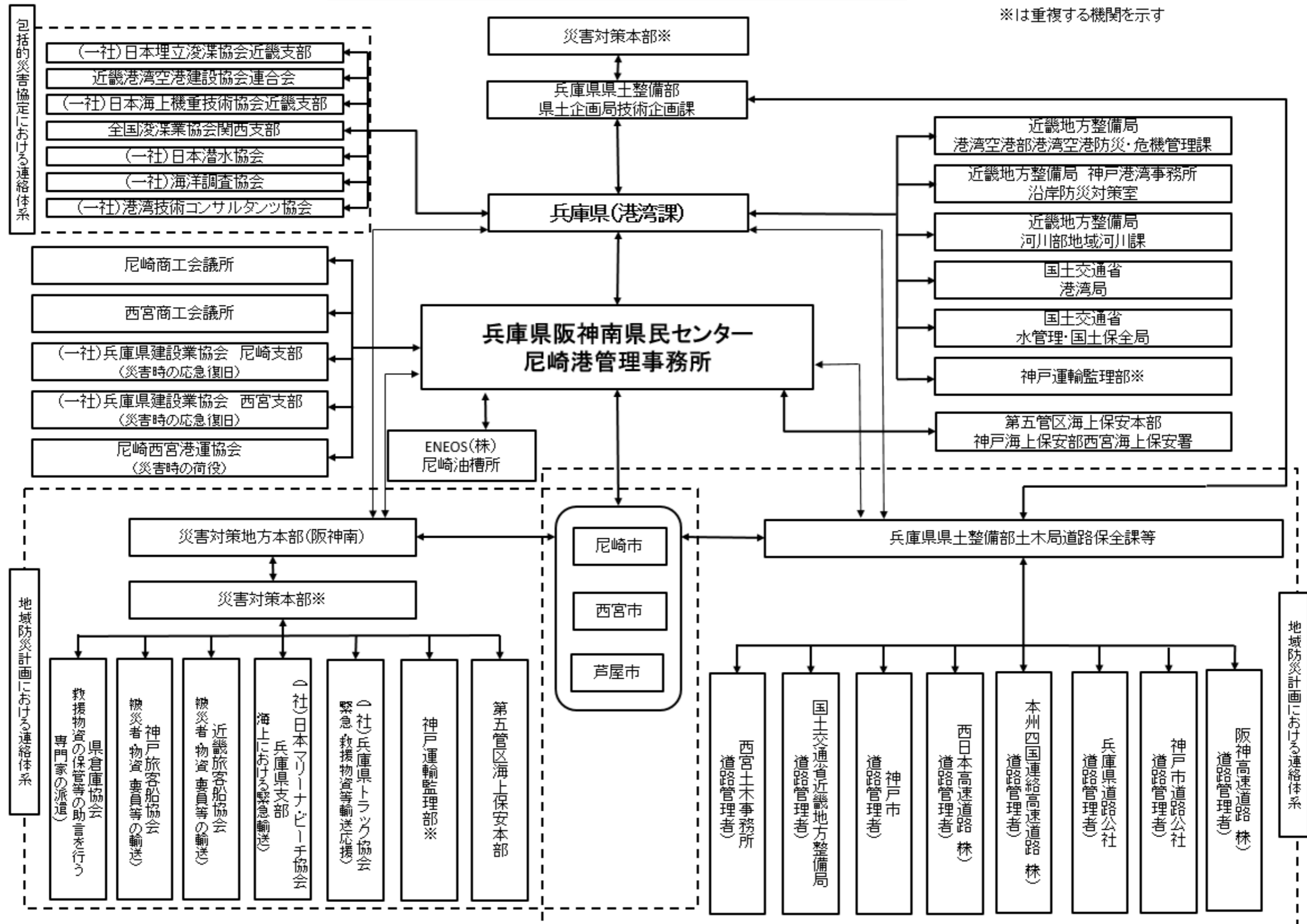
#### 3.6.2 見直し・改善の実施計画

尼崎西宮芦屋港港湾BCPについては、表9を基本として、協議会が見直し・改善を行う。

表9 尼崎西宮芦屋港港湾BCPの見直し・改善の実施時期

項目	頻度あるいは実施時期	備考
有効性の確認に基づく更新	年1回	
	「油槽所BCP入出荷業務再開手順書(案)」の変更の都度	
連絡体制等の更新	異動等の都度	
想定等の更新	新たな知見、リスクが認められた時点	

### 3.7 尼崎西宮芦屋港港湾BCP 連絡体系図



## (参 考)

### 関連計画等

- ・国土強靱化基本計画（内閣府）
- ・国土強靱化アクションプラン2015（国土強靱化推進本部）
- ・兵庫県強靱化計画（兵庫県）
- ・港湾の事業継続計画策定ガイドライン（国土交通省港湾局）
- ・海溝型地震時の大阪湾BCP（案）（大阪湾港湾機能継続計画推進協議会）
- ・兵庫県南海トラフ巨大地震・津波対策被害想定（兵庫県）
- ・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム（兵庫県）
- ・兵庫県地域防災計画（地震災害対策編）（兵庫県防災会議）
- ・兵庫県地域防災計画（海上災害対策編）（兵庫県防災会議）
- ・兵庫県地域防災計画（資料編）（兵庫県防災会議）
- ・石油コンビナート等防災計画（兵庫県石油コンビナート等防災本部）
- ・兵庫県水防計画（兵庫県水防本部）
- ・兵庫県応急行動シナリオ（南海トラフ地震・津波）（兵庫県）
- ・平成27年度水防活動要綱（兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所・尼崎港管理事務所）
- ・兵庫県阪神南広域防災拠点（兵庫県）
- ・災害時の臨時旅客輸送に関するマニュアル（災害時の旅客船による輸送に関する検討会）
- ・大阪湾港湾等における高潮対策委員会のとりまとめ（近畿地方整備局）
- ・「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」（改訂版）（国土交通省港湾局）

### 兵庫県が締結している関連協定

- ・船舶による災害時の輸送等に関する協定
- ・災害時における物資等の輸送に関する協定
- ・船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書
- ・災害時における救援物資の保管等に関する協定
- ・災害時における応急対策業務に関する協定
- ・災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書